

【お知らせ】

論文投稿要領及び論文投稿の手引の一部改正について

この度、日本沿岸域学会「沿岸域学会誌」論文投稿要領及び論文投稿の手引の一部改正が行われました。

改正の内容は、次のとおりです。

1. 原稿の書き方に関する改正

原稿の本文中に「著者が特定できるような表現」の記載を避けるよう定めている規定について、本文と引用・参考文献とを組み合わせることによって著者が特定できる場合も含めてそのような表現を避けるよう、規定を改正しました（論文投稿の手引5. の(3)関係。令和3年1月1日から適用）。

2. 登載料等に関する改正

抜刷（50部）の料金を「1ページにつき500円」としていた規定について、現在の実費相当額に合わせる趣旨から、「1ページにつき750円で計算した額に製本費用1,000円を加えた合計額」に改正しました（論文投稿の手引8. の(2)関係。令和3年1月1日以降に投稿される原稿から適用）。

（例）10ページの原稿の場合、抜刷料は5,000円から8,500円に改定されます。

3. その他規定の整備

規定の表現を分かりやすく改めました（内容の変更はありません。）。